

令和5年度
堺市スマートハウス化支援事業補助金
申請の手引き

令和5年6月 作成

令和5年10月 改正

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

申請書作成にあたって

- ① 申請処理の記入に際し、消えるボールペンは使用しないでください。
- ② 申請様式へ押印しないでください（記名で可）。申請書類のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が自署してください。
- ③ 訂正方法について、記名の場合、修正液による訂正や二重線による訂正はできませんので、新しい申請様式へ作成し直してください。自署している場合は、二重線で消して訂正し、その上にフルネームで自署してください。
- ④ 申請書印刷の際は、全て片面 A4 コピーをお願いします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。

I 事業の概要

1. 事業の目的

市内の戸建て住宅、集合住宅、地域会館又は集会所に太陽光発電システム等を導入した場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) J-クレジット制度

太陽光発電システムの導入等の取組による、CO₂等の温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度

(2) さかいエコバンク

J-クレジット制度実施要綱に基づき二酸化炭素削減事業を行う任意団体（令和2年度発足）

※詳しくは本市ホームページをご覧ください。

(3) 電力販売契約事業(PPA：Power Purchase Agreement)

発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電システムを発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電された電気を供給する契約等による事業

※通常の余剰電力の売電は該当しません。

3. 事業内容

(1) 補助金名

令和5年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,960万円（堺市ZEH支援事業補助金及び堺市電気自動車等導入支援事業補助金を含めた事業予算額）

(3) 補助対象機器

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 補助対象機器に係る領収書等に記載された領収日又は導入された住宅の引渡日が、次の期間内であること。

令和5年2月1日から令和6年1月31日まで

- ② 補助対象機器は、表1のとおりです。

表1 補助対象機器

補助対象機器	要 件
<p>太陽光発電システム (戸建て住宅の場合は6の組合せに限る。)(注)</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、建築物の住居の用に供する部分(集合住宅にあっては共用部分を、地域会館又は集会所にあってはその用に供する部分を含む。以下「住居部分」という。)に電力を供給するために導入されたものであること。 2 逆潮流有りで連系するものであること。ただし、発電した電力の全量を戸建て住宅の住居部分に供給する場合は、この限りではない。 3 発電量が確認できるモニター等が設置されていること。 4 次に掲げるいずれかの期日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。 (1) 導入に係る支払の領収日 (2) 導入された住宅の引渡日 5 未使用品の導入であり、かつ、リース品でないこと。 6 戸建て住宅への導入にあっては、表2-2に掲げるいずれかの機器等との組合せにより導入されたものであること。ただし、PPA事業及び賃貸戸建て住宅の建物所有者による導入の場合は、当該組合せによらずに導入することができる。 7 戸建て住宅への導入にあっては、堺市ZEH支援事業補助金の交付を受けたものでないこと。
<p>燃料電池システム (集合住宅用に限る。)</p>	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、集合住宅に電力及び熱を供給するために導入されたものであること。 2 一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているものであること。 3 停電時においても電力供給が可能な自立運転機能を有していること。 4 次に掲げるいずれかの期日が前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間であること。 (1) 導入に係る支払の領収日 (2) 導入された住宅の引渡日 5 未使用品の導入であり、かつ、リース品でないこと。

(注) 可搬式の太陽光発電システムは補助対象外

(4) 補助対象者の要件

補助対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

① 補助対象事業に応じた要件

表 2-1 補助対象事業に応じた要件

補助対象事業		要件
補助対象機器	導入場所 (市内に限る。)	
太陽光発電システム	戸建て住宅 ただし、燃料電池システム・蓄電システム・HEMS・電気自動車のいずれかとの組合せに限る。	戸建て住宅の居住者及び賃貸戸建て住宅の建物所有者 ただし、PPA事業による太陽光発電システムの導入については、PPA事業者による申請とする。
	集合住宅	賃貸集合住宅の建物所有者（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）
		分譲集合住宅の管理組合（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）
地域会館・集会所	地域会館・集会所に係る自治会等	
燃料電池システム（集合住宅用に限る。）	集合住宅	集合住宅の居住者
		賃貸集合住宅の建物所有者（導入場所の管理・使用の権限等を有する者を含む。）

② 戸建て住宅への太陽光発電システムの導入に係る組合せの対象機器等の要件。ただし、当該機器等は補助の対象とならない。

表 2-2 組合せ対象機器等の要件

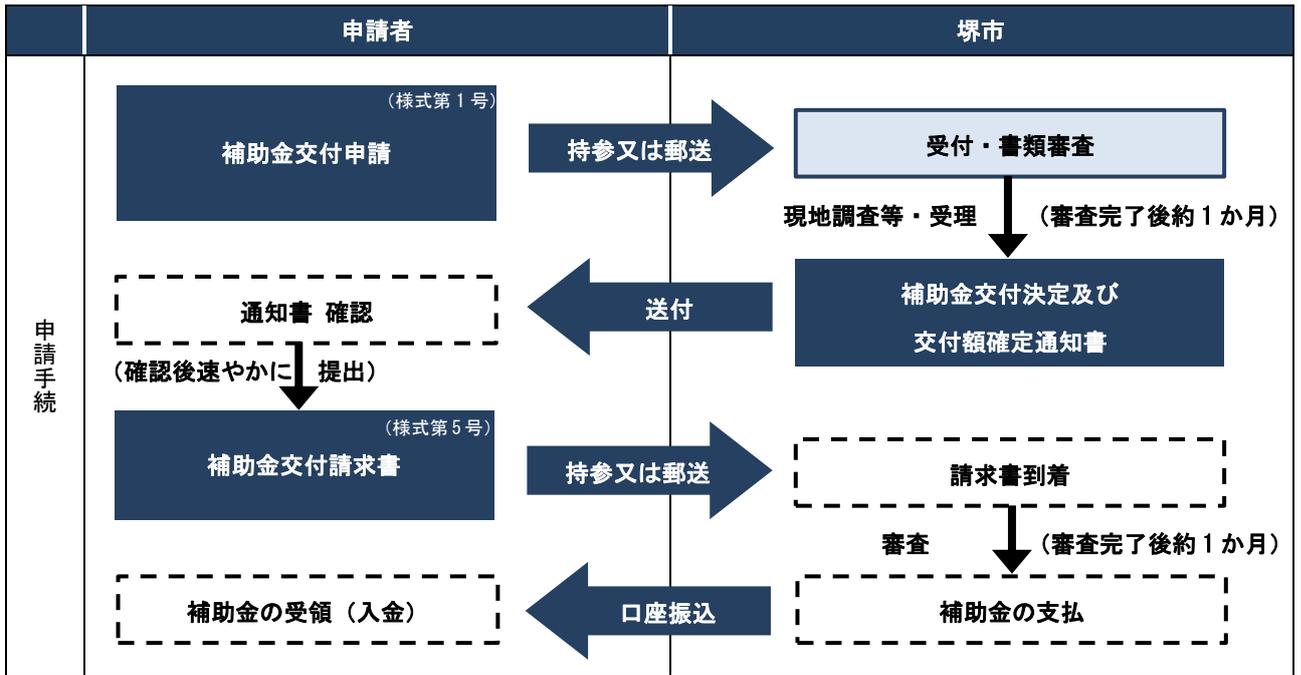
組合せに係る機器	要件
燃料電池システム	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、住居部分に電力及び熱を供給するために導入されたものであること。</p> <p>2 一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているものであること。</p>
蓄電システム	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナ等）で構成され、太陽光発電システム等により発電した電力を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電力を供給するシステムであり、住居部分に電力を供給するために導入されたものであること。</p> <p>2 システムを構成する蓄電容量が1 kWh以上のものであること。</p>
HEMS	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 住居部分の電力使用量等に係る計測・蓄積等をするために導入されたものであること。</p> <p>2 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。</p>
電気自動車	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 原動機付自転車、二輪自動車以外であって、自動車検査証の「燃料の種類」が「電気」又は「ガソリン・電気」であること。</p> <p>2 自動車検査証の使用者の住所及び使用の本拠の位置が当該戸建て住宅の居住者の住所と同じであること。ただし、社用車等個人以外の使用に係る電気自動車は、組合せの対象とはならない。</p>

(注) 太陽光発電システムが戸建て住宅に導入された場合において、表 2-2 に掲げるいずれかの機器等が既に導入されているときは、それぞれに定める要件を全て満たす機器等又は同等の性能を有する機器等（電気自動車は要件として定めるとおりとする。）に限り、組合せの対象とすることができる。

- ③ 本市の市税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 市内の戸建て住宅に太陽光発電システムを導入する場合は、「さかいエコバンク」に入会していること（PPA事業者及び賃貸戸建て住宅の建物所有者による申請を除く。）。
- ⑥ 戸建て住宅に係る太陽光発電システムのPPA事業者による申請については、次の全ての要件を満たすこと。
 - (1) 導入に要する費用を住宅の所有者が負担しないものであること。
 - (2) 住宅の所有者に対し、補助金の交付を申請すること及び補助金額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたものであること。
- ⑦ 同じ導入場所への同じ種類の補助対象機器の導入に係る補助金の申請は、することはできない。ただし、集合住宅の各戸に燃料電池システムを導入した場合は、当該申請をすることができる。

5. 申請手続き等の流れ

図2 申請手続き等の流れ



6. その他

- (1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は、補助対象機器を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (2) 補助対象機器を導入する前に、堺市への相談が可能です。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。
- (3) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- (4) 導入に当たっては、発電設備等が、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や施工業者等とよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
- (6) 申請事務の手続を第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。
- (7) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。本事業に係る機器導入工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

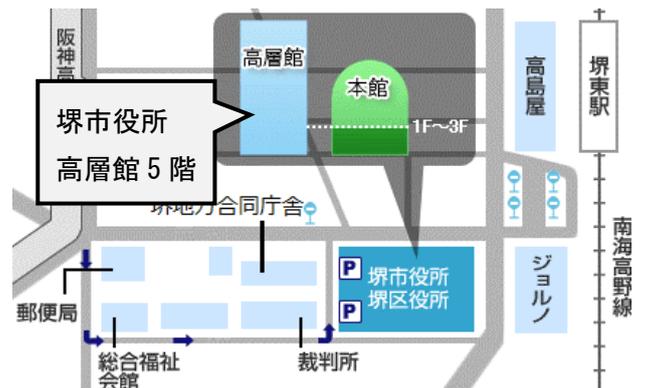
II 申請方法

1. 申請の方法

(1) 申請書類の提出先と受付方法

① 申請書類の提出先は次のとおりです。

〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部
環境エネルギー課
TEL 072-228-7548
FAX 072-228-7063



② 申請の受付は、環境エネルギー課の窓口への持参※又は書留郵便等の到達日※が確認できる方法による提出のみといたします。

※ 窓口への持参の場合は、開庁日の9時から17時15分までの間でお越しく下さい。正午から12時45分までは昼休憩時間のため、ご来庁をお控えください。

※ 書留郵便等の到達日が堺市役所の休日に当たる場合は、その翌日を提出日とします。

(2) 申請受付期間

① 申請受付期間は次の期間とします。ただし、申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

令和5年6月23日(金)～令和6年2月15日(木)必着

② 本補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

(3) 手続代行者

申請者は、補助金の交付申請、申請の取下げについて、これらの手続書類の提出を第三者（手続代行者）に代行させることができます（委任状は不要です）。

※ 第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

2. 申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類等の申請に必要な書類を作成してください。

【堺市ホームページ】

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)



堺市 堺市スマートハウス補助金

検索

3. 申請書類

補助金の交付申請には、表4の書類を補助対象機器の導入完了後にご提出ください。

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

表 4 必要書類

区分	書 類	具体的事項
共 通	堺市スマートハウス 化支援事業補助金交 付申請書（様式第 1 号）	
	補助対象事業の内容 （様式第 2号）	
	補助対象経費が分か るもの領収書等の写 し	次のいずれかの書類の写し ① 補助対象経費の記載がある領収書 ② 補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象 経費が分かる契約書類等 ③ 領収書がない（口座振込など）場合は、領収等 証明書（様式あり）等
	委任状	上記「補助対象経費が分かるもの領収書等の写し」が 申請者と他者の連名の場合は提出。様式あり。
太陽光発電システム （補助対象機器の場 合）	電力会社との系統連 系が分かる書類	次のいずれかの書類の写し ① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に 関する電力受給契約内容のお知らせ」 ② 電力会社への系統連系申込書（シンセツくん・ たくそう君）に基づく系統連系契約の成立に関 する通知文 ③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定につ いて（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会 （JPEA）】 ④ その他第三者により電力会社との系統連系が 確認できる書類 ※ 書類発行から 1 年以内の日付のもの ※ 氏名・住所の記載があるもの ※ 発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用 に供する部分に供給する場合は、そのことが分か るもの
	パワーコンディショ ナの型番（型式その 他）及び製造番号が分 かる書類	次のいずれかの書類 ① 型番（型式その他）及び製造番号が鮮明に撮影 されたカラー写真 ※本紙 P11「（参考）写真の撮り方」を参考に撮 影 ② 保証書の写し（住所・氏名・購入日《保証開始 日》・型番《型式その他》・製造番号が確認でき るもの） ③ 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番 《型式その他》・製造番号が確認できるもの）

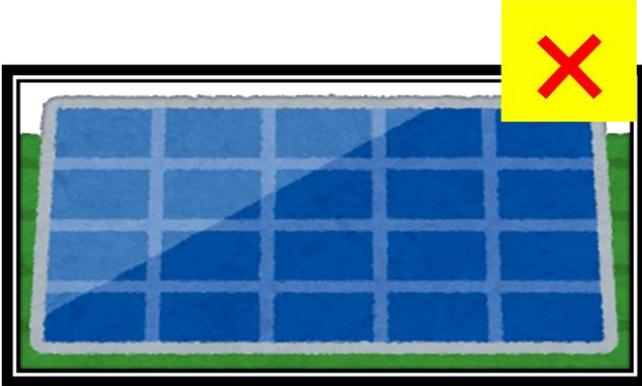
区分	書 類	具体的事項
	太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と発電出力が分かる書類	次のいずれかの書類の写し ① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表 ② 太陽光パネル設置報告書（様式あり）
	建物外観のカラー写真	
	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	本紙P11「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影
	モニター等発電量が確認できることが分かるカラー写真等	発電量が表示されている画面等のカラー写真等 ※モニターの設置がなく、アプリケーションソフトウェア（以下「アプリ」という。）により発電量等を表示させることができる場合は、アプリの画面等のカラー写真も可。
	さかいエコバンク入会申込書	入会していない場合は、必ず提出
燃料電池システム（補助対象機器の場合）	保証書又は出荷証明書の写し	次のいずれかの書類の写し ① 保証書は、住所・氏名・購入日（保証開始日）・型番（型式その他）が確認できるもの ② 出荷証明書は、住所・氏名・出荷日・型番（型式その他）が確認できるもの
	機器の設置が分かるカラー写真	設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真 ※補助対象機器が、同一の集合住宅の全戸に標準仕様で導入されている場合で、事前に住宅供給事業者等から全戸分の補助対象機器に係る仕様及び導入状況を分かる書類の提出があった場合は、省略可能。
戸建て住宅の太陽光発電システムとの組合せとする ■燃料電池システム ■蓄電システム ■HEMS	機器の設置が分かる書類	次のいずれかの書類 ① 保証書等の写し（住所・氏名・購入日《保証開始日》・型番《型式その他》が確認できるもの） ② 出荷証明書の写し（住所・氏名・出荷日・型番《型式その他》が確認できるもの） ③ 設備外観のカラー写真及び型番（型式その他）が鮮明に撮影されたカラー写真
戸建て住宅の太陽光発電システムとの組合せとする ■電気自動車	自動車検査証の写し	電子車検査証の場合は、自動車検査証記録事項の写しも提出 ※使用者の住所、使用の本拠の位置等が戸建て住宅の居住者の住所と一致していることが分かること。

区分	書 類	具体的事項
法人格のないマンション管理組合等が申請する場合	管理組合の場合は、現在の代表者として、選定されたことが分かる書類（総会議事録等）。	
	管理組合でない場合は、導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類（管理者として選任されたことが分かる書類等）。	集合住宅のオーナーの場合は、そのことが分かる書類。
法人であるマンション管理会社等が申請する場合	導入場所の管理・使用の権限等を有することが分かる書類	当該集合住宅に係る管理委託契約書の写し等導入場所に係る管理・使用の権限が分かること。 同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
	役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
自治会等の代表者が申請する場合	会則、規約等の写し	
PPA事業者が申請する場合（この表の太陽光発電システムに係る提出書類に加えて必要）	電力販売に係る契約書の写し	
	補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが分かる書類	
	役員情報届出書（様式第3号）	同一年度における交付申請において既に提出している場合は、変更があった場合のみ提出。
住宅の引渡日が申請要件となる場合	住宅の引渡証明書等の写し	導入に係る支払の領収日が申請要件となる場合は不要
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	
その他市長が必要と認める書類		

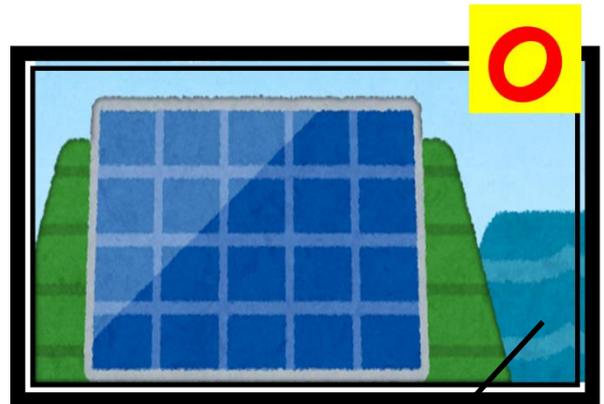
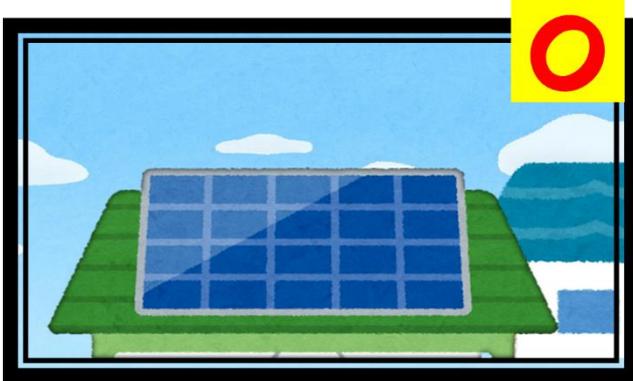
(参考) 写真の撮り方

○太陽光パネルカラー写真の撮り方

- ・太陽光パネルのみ写っている写真は不可



- ・風景、周りの建物等が写っていること



周りの建物が写っている

○パワーコンディショナの型式及び型番の撮り方

